

# 令和8年度(2026年度)ひなぎく保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明するべき内容は、次のとおりです。

(記載内容は全て令和8年4月1日時点)

## 1 施設運営主体

名称	特定非営利活動法人 ひなぎく保育園
代表者	理事長 松下 烈
法人の住所	鹿屋市 笠之原町6-1
電話番号	0994-42-4077

## 2 施設利用

施設種類	保育所
施設の名称	ひなぎく保育園
施設の所在地	鹿屋市笠之原町6-1
連絡先	電話番号 0994-42-4077 FAX 0994-45-7447
管理者	園長 松下 烈
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより 保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 34人 満1歳以上満3歳未満の児童 20人 満1歳未満の児童 6人
認可年月日	平成28年 4月 1日
事業所番号	4603-100310-5

## 3 サービスの目的・運営方針

ひなぎく保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1)施設

敷 地	敷地全体	878,71m <sup>2</sup>
	園 庭	554,91m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	木造
	延べ面積	234,49m <sup>2</sup>

##### (2)主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室	} 1室	調乳室、沐浴室は併設しています。
ほふく室		
保育室	4室	
調理室	1室	
事務室	2室	
医務室	1室	

#### 5 職員体制

職 種	員数	うち常勤	うち非常勤
園長	1	1	0
副園長	2	2	0
主任保育士	1	1	0
保育士	14	9	5
栄養士	1	1	0
調理師等	3	0	3
准看護師	1	1	0
子育て支援員	2	0	2
保育補助	0	0	0
事 務 員	1	1	0

当園では、「鹿屋市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

#### 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、お盆休み(2日間)

年末年始(12月29日～1月3日)及び祝祭日、年度末2日間は、休園となります。

感染症の流行状況、気象警報の発令、行政からの要請その他安全確保が困難と園が判断し

た場合には、臨時休園又は登園自粛をお願いすることがあります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、下のとおりです。

尚、やむを得ない理由により延長保育が必要な場合には下の時間帯において延長保育を提供いたします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時15分から午後6時15分まで
	延長保育時間	午後6時15分から午後6時45分まで
保育短時間認定	保育時間	午前8時15分から午後4時15分まで
	延長保育時間	前:午前7時45分から8時15分まで 後:午後4時15分から6時15分まで

※延長保育料は現在徴収しておりませんが、制度改正等により変更となる場合があります。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜を提供します。

### (1) 特定保育・保育の提供

上記7に記載する時間において保育を提供します。

- (2) 保育園での取り組み・英語・空手・硬筆年中長(外部講師指導)
- (3) 送迎は原則として保護者が行うものとします。やむを得ず代理人が送迎する場合は、事前に園へ届け出た者に限ります。
- (4) 障害児保育に当たっては、事前に申し出が必要となります。

## 9 食事の提供方法等について

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、原則毎日食事の提供を行います。献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。行事などに併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。その際は医師による診断書の提出が必要です。原則除去食もしくは代替食にて対応しますが、食材によってはお弁当の持参をお願いする場合があります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時45分頃	11時頃	14時30分頃	
1歳児	9時45分頃	11時頃	14時30分頃	
2歳児	9時45分頃	11時頃	14時30分頃	
3歳児		11時15分頃	14時30分頃	
4歳児		11時30分頃	14時30分頃	
5歳児		11時30分頃	14時30分頃	

### (3) その他の衛生管理

調理従事職員、調乳職員、昼食援助の職員全て検便検査(1ヶ月に1回)を始め、その他職員の健康管理を実施しています。

給食会議を開催し、献立表、食物アレルギー対応の検討等実施しています。

## 10 投薬の取扱いについて

- (1)園での投薬は、原則として行いません。
- (2)やむを得ず保育時間中に投薬が必要な場合は、医師の指示書及び保護者からの投薬依頼書の提出がある場合に限り対応します。
- (3)市販薬、解熱剤、鎮痛剤等の投与は行いません。
- (4)与薬にあたり細心の注意を払いますが、医療行為ではないことをご理解ください。

## 11 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)  
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等  
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

## 12 利用の終了について

当園では、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 市外に転出したとき(広域認定を受けた児童を除く)
- (4) 長期に欠席するとき(市町村の認めのある場合を除く)
- (5) 園の運営秩序を著しく乱す行為又は信頼関係を損なう重大な事由が生じた場合

### 13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と契約を締結しています。

(内科)

医療機関の名称	おひさまこどもクリニック
院長(管理者)名	寶満 誠
所在地	鹿屋市新川町609-1
電話番号	0994-42-7823

(歯科)

医療機関の名称	よつもと矯正歯科
院長(管理者)名	四元 みか
所在地	鹿屋市寿4-4-1
電話番号	0994-41-7633

### 14 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

非常時の対応	別に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・消火器 4本 ・ガス漏れ火災警報設備 ・漏電火災警報設備 ・非常警報設備 ・自動火災報知機 ・その他、カーテン、敷物等の防火処理
避難・消火訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施します。

### 15 責任の範囲

(1)園児が正門を通過し、登降園管理システムによる登園打刻が完了し、かつ職員が受け入れを確認した時点から、降園時に保護者又は事前に届け出のある送迎者へ直接引き渡しを行い、降園打刻が完了した時点までを園の責任範囲とします。

(2)登園打刻前、降園打刻後及び登降園途中の事故については、園の責任範囲外とします。

(3)園児が持参した私物(眼鏡、補聴器、義肢装具、その他これに類する物品を含む)については、園として通常の保育活動の範囲内において注意義務をもって取り扱います。

- (4)前項の私物について、通常想定される保育活動中に生じた破損、汚損又は紛失については、園に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
- (5)高価な物品、保育に不要な物品又は紛失・破損の危険性が高い物品の持参はご遠慮ください。やむを得ず持参する場合は、事前に園へ申し出てください。
- (6)医療的配慮を要する補装具等については、事前に保護者と協議の上、取り扱い方法を定めます。

## 16 賠償責任保険の加入

東京海上日動火災保険株式会社

保険種類：賠償責任保険・普通傷害保険

## 17 個人情報の取扱い

- (1)園は、個人情報保護法に基づき、園児及び保護者の個人情報を適切に管理します。
- (2)取得した個人情報は、保育運営、緊急連絡、行政への報告その他法令に基づく目的の範囲内で利用します。
- (3)写真・動画等の記録については、園だより、製作物、ホームページや園の SNS 等への掲載に使用することがあります。使用にあたっては事前に保護者の同意を得るものとします。
- (4)法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者へ提供することはありません。

## 18 人権擁護、虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児の擁護、虐待防止のため、以下の措置を講じます。

- (1) 年に1回以上、職員に対して人権擁護、虐待防止研修を実施
- (2) 責任者の設置
- (3) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 19 相談・要望・苦情等に関する事項

(1)当園では、相談・要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 松下烈・上宮静華</li> <li>・ご利用時間 8:30～17:00</li> <li>・電話番号 0994-42-4077</li> <li>・FAX 0994-35-1979</li> </ul>
--------	---

	担当者が不在の場合には当園職員までお申し出ください。
第三者委員	・満留 ゆかり ・役職・肩書き等 笠之原民生委員 ・住所:鹿屋市笠之原町 TEL:090-9566-5098

※ 当園では、相談・要望・苦情等に係る投書箱を設置しています。

## (2)行政機関の窓口

鹿屋市子育て支援課	・ご利用時間 8:30~17:15 ・電話番号 0994-31-1134
鹿児島県大隅地区振興局 地域保健福祉課 指導監査係	・ご利用時間 8:30~17:15 ・電話番号 0994-52-2125 ・FAX 0994-52-2120

## 20 当園におけるその他の留意事項

- ① 保護者会活動を行っています。
- ② 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ③ 駐車場を含めて、敷地内は全面禁煙です。
- ④ 保護者及びその関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当する場合、又はこれらと密接な関係を有する場合には、利用をお断りし、又は利用契約を解除することがあります。
- ⑤ 駐車場内での事故、盗難、車両同士の接触等については、園に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
- ⑥ 園行事等で撮影された写真・動画については、他の園児及び保護者のプライバシー保護のため、SNS等への掲載はご遠慮ください。

## 21 特定教育・保育の提供に要する実費に関わる利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由・目的	金 額
副食費徴収(3歳以上児)	給食のおかず代	4,500円/月
入園時に関わる準備金	帽子・スモック・体操服・通園バック	内容により変動
年長児アルバム代	卒園アルバム(希望者)	5000円/冊

※卒園アルバム不要の方は、4月中に申し出て下さい。

※物価高騰に伴い、金額が変動する場合があります。ご了承ください。

## 重要事項の説明確認書及び同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の確認を行いました。

保育園名： ひなぎく保育園

説明担当職員氏名： 松下 烈 印

私は、本書面に基づき重要事項について十分な説明を受け、その内容を理解し、同意いたしました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名①  児童から見た続柄：

保護者氏名②  児童から見た続柄：

本同意書は、入所説明会当日に回収いたします。